一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十六年六月九日　第六十号
二　登録認定機関の名称及び住所
　特定非営利活動法人環境保全米ネットワーク　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十六番三号ＪＡビル別館五階
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十六番三号ＪＡビル別館五階

○農林水産省告示第八百五十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十六年六月九日　第六十二号
二　登録認定機関の名称及び住所
　公益社団法人京都府畜産振興協会　京都府京都市南区東九条西山王町一番地
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　京都府
(2)　認定を行う事業所の所在地
　京都府京都市南区東九条西山王町一番地

○国土交通省告示第七百号

新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　新千歳空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　新千歳空港内及びその周辺　北海道千歳市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第八百二十四号、平成十六年国土交通省告示第九十七号及び平成二十三年国土交通省告示第千四十九号を参照。）
　イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項(1)　飛行場に係る灯火の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

航空機接近警告灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	二百カンデラ	誘導路中心線上誘導路の一時停止すべき位置から滑走路の境界線までの間及び滑走路中心線上

ロ　五　運用時間(2)中「補助飛行場灯台」の下に「及び航空機接近警告灯」を加えた。
ハ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「、誘導路中心線灯」を「、誘導路中心線灯、航空機接近警告灯」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年七月二十四日

○国土交通省告示第七百一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一表大阪ＶＯＲの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年七月二十四日から施行する。

○国土交通省告示第七百二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表Ｖ55の項ロを次のように改める。

ロ	Ｎ35°07′Ｅ135°18′の地点	別表Ｖ55の項ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。					
ン	伊丹ＶＯＲ（Ｎ34°48′Ｅ135°24′）	114.75	100なし	ＩＴＥ	24時間	平成26年7月24日	伊丹ＤＭＥとの組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十六年七月二十四日から施行する。

○国土交通省告示第七百三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表静岡ＶＯＲの項の次に次のように加える。

伊丹上空に同じ	Ｎ34°48′Ｅ135°24′兵庫県川西市	114.75	100なし	ＩＴＥ	24時間	平成26年7月24日	伊丹ＤＭＥとの組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表静岡ＤＭＥの項の次に次のように加える。

伊丹上空に同じ	Ｎ34°48′Ｅ135°24′兵庫県川西市	1,055	1.5なし	ＩＴＥ	24時間	平成26年7月24日	伊丹ＶＯＲとの組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十六年七月二十四日から施行する。

○国土交通省告示第七百四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

三中ンを削り、イをンとし、ロからトまでをイからヘまでとし、チを削り、リをトとし、ヌからガまでをチからヲまでとする。